

# **提案条例説明資料**

**令和4年3月**

**浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第3号</b>
2	題名	浜田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度の見直しが行われ、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されることに伴い、引用条項について所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>法律の引用条項の変更（第2条及び第7条関係）</p> <p>(1) 個人識別符号の定義            (改正前) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項            (改正後) 個人情報の保護に関する法律第2条第2項</p> <p>(2) 要配慮個人情報の定義            (改正前) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項            (改正後) 個人情報の保護に関する法律第2条第3項</p> <p>(3) 独立行政法人等の定義            (改正前) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項            (改正後) 個人情報の保護に関する法律第2条第9項</p>
5	施行期日等	令和4年4月1日
6	備考	<p>1 これらの定義の内容については、変更ありません。</p> <p>2 定義の内容の説明</p> <p>(1) 個人識別符号 特定の個人を識別することができる文字、番号、記号その他の符合</p> <p>(2) 要配慮個人情報 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの</p>

		(3) 独立行政法人等 公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間に委ねると実施されないおそれのあるものを実施する法人等
--	--	---

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第4号</b>
2	題名	浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	職員の育児又は介護と仕事の両立支援のため、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度を導入することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務（第8条の3関係）</p> <p>職員が子の養育又は父母等の介護を行うために請求した場合、規則の定めるところにより、早出遅出勤務（始業及び終業の時刻について、あらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務）をさせるものとする。</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	令和4年4月1日

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第5号</b>
2	題名	浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	職員の育児又は介護と仕事の両立支援のため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を行うことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和（第2条及び第22条関係）          育児休業及び部分休業の取得要件のうち、在職期間要件（1年以上）の廃止</p> <p>2 勤務環境の整備に関する措置等（第26条及び第27条関係）</p> <p>(1) 本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置</p> <p>(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置</p>
5	施行期日等	令和4年4月1日

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	<b>議案第6号</b>
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が改正され、共同住宅等において各住戸の区分所有者がそれぞれ認定を受けていたものが管理組合の管理者が一括して認定を受ける仕組みに変更されたこと、及び長期優良住宅の認定申請において登録住宅性能評価機関から長期使用構造等の確認を受けている場合は一部の認定基準に適合するものとみなす取扱いに変更されたことに伴い、これらの認定手数料等について所要の改正を行うものです。
4	概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定申請者が区分所有者から管理組合の管理者に変更されることに伴う改正（別表第7及び別表第8関係） 区分所有住宅に係る用語の整理</li> <li>2 認定審査の変更に伴う改正（別表第7及び別表第8関係） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 認定申請の際の添付書類が「適合証」から「確認書」に変更されることにより、市の審査内容が増加することに伴い、手数料の額を増額する。</li> <li>(2) 認定申請の際の添付書類が「設計住宅性能評価書」から「住宅性能評価書」に変更されることにより、市の審査内容が減少することに伴い、手数料の額を減額する。</li> </ol> </li> <li>3 その他規定の整理</li> </ol>
5	施行期日等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施行期日 公布の日</li> <li>2 経過措置 令和5年3月31日までに行われる認定申請について、改正前の適合証又は設計住宅性能評価書を添付したものは、改正前の条例の規定の例による。</li> </ol>
6	備考	手数料の額は、島根県と同額です。

# 提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	<b>議案第7号</b>
2	題名	浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により国民健康保険法が改正され、子育て世帯の負担軽減の観点から未就学児の国民健康保険料均等割を軽減する制度が導入されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 未就学児の被保険者均等割額の減額（第22条の3関係）</p> <p>(1) 未就学児に係る基礎賦課分（医療分）均等割及び後期高齢者支援金分均等割について、賦課された額の5割を軽減する。</p> <p>(2) 低所得世帯に係る7割・5割・2割の軽減が適用されている場合は、残りの国民健康保険料の額の5割を軽減する。</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和4年4月1日</p> <p>2 経過措置 改正後の規定は、令和4年度以後の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	<b>議案第8号</b>
2	題名	浜田市ふるさと体験村施設条例
3	目的・理由	豊かな自然環境を活かした農山村文化の体験による田舎暮らしの魅力を市内外に発信する拠点とするとともに、地域資源の保存及び継承を図るため、ふるさと体験村を再開することに伴い、当該施設の設置及び管理に関する事項を変更するため、条例の全部を改正するものです。
4	概要	<p>1 施設（第2条）</p> <p>(1) 管理施設</p> <p>(2) 宿泊交流施設</p> <p>(3) 屋外利用施設</p> <p>2 事業（第3条）</p> <p>(1) 自然体験及び田舎暮らし体験の企画及び実施</p> <p>(2) 宿泊及び交流の場の提供</p> <p>(3) 農林産物その他の地場産品の消費拡大及び情報発信</p> <p>(4) どぶろくの研究開発及び普及</p> <p>(5) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>3 管理（第4条）</p> <p>指定管理者が管理する。</p> <p>4 指定管理者が行う業務（第5条）</p> <p>(1) ふるさと体験村の事業に関する業務</p> <p>(2) 施設等の利用の許可に関する業務</p> <p>(3) ふるさと体験村の維持管理に関する業務</p> <p>(4) その他市長のみの権限に属する事務を除く業務</p> <p>5 利用時間（第6条）</p> <p>(1) 管理施設 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 宿泊交流施設</p> <p>ア 宿泊 午後4時から翌日（2泊以上宿泊する場合は、その最終日）の午前10時まで</p>

		<p>イ 宿泊以外 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで</p> <p>(3) 屋外利用施設 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで</p> <p>6 利用期間及び休館日 (第 7 条)</p> <p>指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める期間及び日 (定めたときは、市長がこれを告示する。)</p> <p>7 利用料金 (第 12 条、第 13 条及び別表)</p> <p>(1) 別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。</p> <p>(2) 利用料金制 (指定管理者の収入とする。)</p>
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 準備行為</p> <p>施行日前においても、指定管理者の指定、施設等の利用許可等を行うことができる。</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 上下水道部

1	議案番号	<b>議案第9号</b>
2	題名	浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	福浦地区漁業集落排水処理施設を隣接する公共下水道（三保三隅処理区）に接続し、既に同処理区に接続している古湊地区漁業集落排水処理施設と併せて、今後は公共下水道として管理及び運営することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	集落排水処理施設の設置、受益者分担金等について定める次の条例から、「古湊地区漁業集落排水処理施設」及び「福浦地区漁業集落排水処理施設」を削る。 (1) 浜田市集落排水施設条例 (2) 浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例
5	施行期日等	1 施行期日 令和4年4月1日 2 経過措置 (1) 改正前の浜田市集落排水施設条例の規定によりなされた古湊地区漁業集落排水処理施設及び福浦地区漁業集落排水処理施設に係る処分、手続その他の行為は、浜田市公共下水道条例の相当規定によりなされたものとみなす。 (2) 施行日の前日までに徴収することとされた古湊地区漁業集落排水処理施設及び福浦地区漁業集落排水処理施設の使用に係る使用料等については、改正前の浜田市集落排水施設条例の規定による。 (3) 施行日の前日までに賦課された古湊地区漁業集落排水処理施設及び福浦地区漁業集落排水処理施設の使用に係る分担金等については、改正前の浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の規定による。
6	備考	集落排水施設から公共下水道への移行に伴い、使用料及

	び受益者分担金の額の変更はありません。
--	---------------------

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	<b>議案第10号</b>
2	題名	浜田市営住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	黒川改良住宅に係る地区施設（黒川集会所、黒川倉庫）を用途廃止するため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 次の地区施設を用途廃止する。（別表第3関係）</p> <p>(1) 黒川集会所</p> <p>ア 所在地 浜田市黒川町 3734 番地 1</p> <p>イ 構造 鉄骨造平家建</p> <p>ウ 棟数 1</p> <p>(2) 黒川倉庫</p> <p>ア 所在地 浜田市黒川町 3734 番地 1</p> <p>イ 構造 木造平家建</p> <p>ウ 棟数 1</p> <p>2 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	令和4年4月1日
6	備考	用途廃止後は、地元町内会への貸付けを予定しています。

# 提案条例説明資料

担当部名称 消防本部

1	議案番号	<b>議案第 11 号</b>																										
2	題名	浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例																										
3	目的・理由	消防団員の処遇の改善を図るため、当該消防団員の報酬等について所要の改正を行うものです。																										
4	概要	<p>1 定員の変更（第 2 条関係） 1,065 人 ⇒ 850 人</p> <p>2 報酬の変更（第 12 条、別表第 1 及び別表第 2 関係）</p> <p>(1) 年報酬 ※（ ）は現行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長</td> <td>年額 82,500 円（67,000 円）</td> </tr> <tr> <td>副団長</td> <td>年額 69,000 円（55,000 円）</td> </tr> <tr> <td>方面隊長（隊長）</td> <td>年額 65,000 円（53,000 円）</td> </tr> <tr> <td>方面副隊長（副隊長）</td> <td>年額 60,000 円（50,000 円）</td> </tr> <tr> <td>分団長</td> <td>年額 50,500 円（42,000 円）</td> </tr> <tr> <td>副分団長</td> <td>年額 45,500 円（31,000 円）</td> </tr> <tr> <td>部長</td> <td>年額 40,000 円（27,000 円）</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>年額 38,500 円（22,000 円）</td> </tr> <tr> <td>団員</td> <td>年額 36,500 円（19,000 円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出動報酬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害出動</td> <td>1 回につき 4 時間までごとに 4,000 円（3,600 円） ※上限 12,000 円</td> </tr> <tr> <td>訓練その他の出動 （会議を除く。）</td> <td>1 回につき 3,000 円（3,000 円）</td> </tr> </tbody> </table>	階級	報酬額	団長	年額 82,500 円（67,000 円）	副団長	年額 69,000 円（55,000 円）	方面隊長（隊長）	年額 65,000 円（53,000 円）	方面副隊長（副隊長）	年額 60,000 円（50,000 円）	分団長	年額 50,500 円（42,000 円）	副分団長	年額 45,500 円（31,000 円）	部長	年額 40,000 円（27,000 円）	班長	年額 38,500 円（22,000 円）	団員	年額 36,500 円（19,000 円）	区分	報酬額	災害出動	1 回につき 4 時間までごとに 4,000 円（3,600 円） ※上限 12,000 円	訓練その他の出動 （会議を除く。）	1 回につき 3,000 円（3,000 円）
階級	報酬額																											
団長	年額 82,500 円（67,000 円）																											
副団長	年額 69,000 円（55,000 円）																											
方面隊長（隊長）	年額 65,000 円（53,000 円）																											
方面副隊長（副隊長）	年額 60,000 円（50,000 円）																											
分団長	年額 50,500 円（42,000 円）																											
副分団長	年額 45,500 円（31,000 円）																											
部長	年額 40,000 円（27,000 円）																											
班長	年額 38,500 円（22,000 円）																											
団員	年額 36,500 円（19,000 円）																											
区分	報酬額																											
災害出動	1 回につき 4 時間までごとに 4,000 円（3,600 円） ※上限 12,000 円																											
訓練その他の出動 （会議を除く。）	1 回につき 3,000 円（3,000 円）																											

		3 費用弁償の変更（第13条及び別表第3関係）															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職務</th> <th>費用弁償の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械器具点検 実施者</td> <td>小型動力ポンプ等 の点検</td> <td>1月につき500円</td> </tr> <tr> <td>機関員</td> <td>小型動力ポンプ付 積載車の点検</td> <td>1月につき500円</td> </tr> <tr> <td>音楽隊員</td> <td>音楽練習等</td> <td>1月につき500円</td> </tr> <tr> <td>ラッパ隊員</td> <td>音楽練習等</td> <td>3月につき500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	職務	費用弁償の額	機械器具点検 実施者	小型動力ポンプ等 の点検	1月につき500円	機関員	小型動力ポンプ付 積載車の点検	1月につき500円	音楽隊員	音楽練習等	1月につき500円	ラッパ隊員	音楽練習等	3月につき500円
区分	職務	費用弁償の額															
機械器具点検 実施者	小型動力ポンプ等 の点検	1月につき500円															
機関員	小型動力ポンプ付 積載車の点検	1月につき500円															
音楽隊員	音楽練習等	1月につき500円															
ラッパ隊員	音楽練習等	3月につき500円															
5	施行期日等	令和4年4月1日															